

# 入 札 約 款

平成 1 2 年 3 月 2 3 日制定

平成 2 4 年 6 月 1 日改正

令和 6 年 1 2 月 1 日改正

令和 8 年 2 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 袖ヶ浦市の発注に係る建設工事又は製造の請負、工所用材料その他物品の購入及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第 2 条 入札参加者は、図面、仕様書、契約条件及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約条件及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書（様式第 1 号）は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した日時までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第 2 号）を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## (入札辞退)

第 3 条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 4 号）を入札執行課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提

出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。  
(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思を探る行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については、入札参加者として取扱う。
- 3 その他入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 低入札価格調査において、最低価格入札者等が、当該入札後における低入札価格調査報告書を指定した期限までに提出しない者及び事情聴取に協力しない者のした入札
- (10) 工事費等内訳書の提出が必要な入札において、工事費等内訳書の提出がなかった者のした入札、

又は工事費等内訳書に重大な不備のある者のした入札

(11) 一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(12) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額による入札書を提出した者のした入札

(13) 総合評価方式及びプロポーザル方式による入札において、期限までに技術提案等資料を提出しなかった者のした入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(2) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(3) 低入札価格調査において、失格とされた入札

（保留）

第9条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

(2) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(3) 発注者が特に必要と判断したとき

（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設け、価格失格判定基準以上かつ調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者（以下「調査対象者」という。）があるときは調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価方式及びプロポーザル方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項、第2項に規定する「最低の価格をもって入札をした者」とあるものは、「価格その他の条件が袖ヶ浦市にとって最も有利な入札をした者」と読み替えて落札者とする。

4 第1項、第2項及び前項に規定する契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第 1 1 条 落札となるべき同価格の入札をした者、価格その他の条件が袖ケ浦市に最も有利なものをもって申込みをした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 一般競争入札（事後審査型）の場合においては、前項に規定するもののうち、「落札者」とあるものは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

3 前項に規定する場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 前 3 項に規定するくじは、これを辞退することができない。

(再度入札)

第 1 2 条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、又は第 8 条第 2 項の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなかった場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項に規定する場合において、再度入札の回数は、原則として 1 回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1 回目の入札に参加した者、又は第 8 条第 2 項の規定により落札者とされなかった者以外で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効、又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第 1 3 条 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約（袖ケ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 6 年袖ケ浦市条例第 3 4 号）第 2 条及び第 3 条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、予算執行者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第 1 4 条 建設工事又は製造の請負に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、袖ケ浦市が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証とする銀行、袖ケ浦市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、請負代金額が調査基準価格を下回る場合は、請負代金額の10分の3以上とする。

3 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除とする。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約条件及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 予算執行者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。